

森林資源・森林環境の課題解決に向けた取組等に関する 建築物木材利用促進協定

脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律第 15 条第 1 項に基づき、大成建設株式会社（以下「甲」という。）、大成ユーレック株式会社（以下「乙」という。）、大成建設ハウジング株式会社（以下「丙」という。）、株式会社佐藤秀（以下「丁」といい、甲、乙及び丙とあわせて以下「甲ら」という。）、農林水産省（以下「戊」という。）及び環境省（以下「己」という。）は、森林資源・森林環境の課題解決に向けた取組等に関する建築物木材利用促進協定を締結する。

1. 目的

この協定は、甲らの「建築物木材利用促進構想」（以下「構想」という。）について、甲らと戊及び己が連携・協力することにより、甲らの取組を促進し、当該構想の達成に寄与することを目的とする。

2. 建築物木材利用促進構想（甲らによる木材の利用及び木材の利用の促進に関する構想）

（1）構想の内容

甲の創業 150 年以上に及ぶ建設業での経験と実勢をいかし、甲らは、建築物における木材利用の促進を通じて、カーボンニュートラル社会の実現へ貢献するとともに、森林破壊ゼロを前提とした木材の調達及び森林におけるネイチャーポジティブへ貢献することにより、持続可能な森林資源・森林環境の活用と保全を推進する。

（2）構想の達成に向けた取組の内容

- ・ 甲は、建築物の企画、設計、施工において、木材利用の促進に努めることとし、その際、カーボンニュートラル社会の実現に向けて、スコープ 1・2 はもとより、スコープ 3 上流（木質化等）と下流（ZEB 化・ZEH 化等）の取組を推進する。
- ・ 甲、乙及び丁は、令和 5 年度（2023 年度）～令和 9 年度（2027 年度）の建設事業における構造材及び仕上材での国産材使用量の目標値について、グループ目標を 14,000m³ とすることにより、CO₂ 排出量の削減並びに炭素貯蔵に貢献する。
- ・ 甲及び丙は、自社設計による新築物件について、令和 9 年度（2027 年度）ZEB 化・ZEH 化率 70% 程度を目標として、建物の ZEB 化・ZEH 化の提案を促進する。
- ・ 甲は、既存建築物を改修工事で ZEB 化する「グリーン・リニューアル ZEB」の提案を推進する。
- ・ 甲、乙及び丁は、森林破壊ゼロを前提とした木材調達により、自社の建設事業が森林資源・森林環境に与える負の影響を最小化する。木材調達の実態調査や合法木材の利用推進等、適切な木材調達の実施により、持続可能な木材活用を実現する。
- ・ 甲及び乙は、地域産木材の利用促進、木材の再利用・リサイクルの促進を通じて、木造・木質建築を推進する。

- ・ 甲は、木造・木質建築の推進や持続的な林業経営の支援により、人工林の持続的な活用を実現する。
- ・ 甲及び丁は、生物多様性や水源涵養等の森林の持つ多面的機能を保全若しくは向上させるため、戊、己、他企業及び地域社会と連携した森林の保全活動を実施する。
- ・ 甲は、良質な森林の保全・創出・再生に取り組み、ネイチャーポジティブに貢献する技術・サービスを開発・普及する。

3. 甲らの構想を達成するための戊及び己による支援

戊及び己は、甲らの構想の達成に向けて、甲らに対して技術的助言や活用可能な補助事業等の情報提供を行うとともに、定期的な意見交換や木材利用に関する相談窓口・専門家の紹介などを行う。さらに、本協定に基づく甲らの取組を優良事例として積極的に広報する。

4. 構想の対象区域

全国

5. 本協定の有効期間

本協定の有効期間は、締結の日から、令和10年3月31日までとする。

6. その他

(1) 実施状況の報告

甲らは、戊及び己が求めた場合、構想の達成に向けた取組の実施状況の報告に協力するものとする。

(2) 協定の変更及び協議

甲らは、この協定の内容を変更する必要がある場合、又はこの協定に定められていない事項について連携・協力する必要がある場合、速やかに協議し、これを解決するものとする。

(3) 協定の解除

甲ら、戊及び己は、相手方がこの協定で定めた取組を実施しない場合、又はこの協定で定めた内容を履行しない場合、この協定を解除することができるものとする。

この協定を証するため、本協定書を6通作成し、甲ら、戊及び己が押印の上、各自その1通を保管する。

令和6年3月27日